

[事案 20-74] 契約転換無効確認請求

・平成 22 年 4 月 21 日 和解成立

< 事案の概要 >

契約転換時に、重要事項の説明がなかったとして転換契約を取り消し、転換前の契約に戻してほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 5 年に加入した普通終身保険(死亡保険金 1,000 万円)について、平成 19 年 3 月に契約転換を利用し、新しい保険(積立終身保険)を契約した。その際、下記のとおり募集人に説明不十分な点があったので、消費者契約法にもとづき転換後契約を取り消し、転換前の終身保険に戻してほしい。

- (1) 契約転換した際に、営業担当者から重要事項(終身保険は保険料払込満了後の選択肢があること、全部転換・一部転換の選択が出来たこと、予定利率が 5.5%から 1.5%に下がること、一生涯 1,000 万の死亡保障が一時金になること)について説明がなかった。
- (2) 営業担当者は重要事項の説明不足を認めている。
- (3) 医療保障の充実が図れるという良い所のみ口頭で説明し、契約者に不利益な点については、書面で渡しているから、口頭での説明義務はないとする保険会社の回答は消費者契約法違反に当たる。
- (4) 医療保障の充実が図れるという良い所のみ口頭で説明し、契約者に不利益な点については、書面で渡しているから、口頭での説明義務はないとする保険会社の回答は消費者契約法違反に当たる。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、被転換契約を取り消して転換前の契約に戻すことはできない。

(1) 重要事項の説明が無かったことの主張について

営業職員は、下記のとおり、転換前後の保険商品、重要事項の説明を行っている。

終身保険の保険料払込満了後に、年金として受取りが可能であることは、「ご契約のしおり」に記載があり、約款にも記載されている。

「転換制度のおすすめ(転換比較表)」に保障内容の見直しには、契約転換制度(契約一部転換含む)、定期保険特約等の中途付加、追加契約などの方法があることが明記されている。また、「重要事項説明書(注意喚起情報)」にも同様の記載がある。

「転換制度のおすすめ(転換比較表)」に、転換前の保険料算出根拠は年 5.5%であり、転換後の保険料算出根拠は年 1.5%であることが明記されている。また、「ご契約のしおり」にも、保険料算出利率は転換前後で異なることが記載されている。

「転換制度のおすすめ(転換比較表)」に転換前の 1,000 万円の普通終身保険が 500 万円の普通定期保険になることが明記されている。営業職員はこれらの資料を用いて、口頭でも説明を行っている。また、申立人は、営業職員と一緒に、携帯用パソコンを使い画面を見ながら、死亡保障の期間と金額について設計しているのだから、死亡保障の期間と金額に関する認識はあった。

(2) 消費者契約法による取消しの主張について

申立人は消費者契約法 4 条にもとづく取消しを主張しているが、営業職員は、会社所定の説明資料を用いて説明しており、その資料には消費者に不利となる事実が記載してあ

るため、営業職員は消費者に利益になる事実だけを告げていないし、消費者に不利益な事実も告げている。したがって消費者契約法4条2項による取消は出来ない。

営業職員は事実と異なることは何ら告げていないので、消費者契約法第4条1項1号に基づく取消も出来ない。

保険料率算出利率が毎年変動することは、「契約転換制度のおすすめ(転換比較表)」に記載されているし、配当金の変動することは「重要事項説明書(注意喚起情報)」に記載されており、申立人はこれらの説明資料を受領している。したがって、消費者契約法第4条1項2号に基づく取消も出来ない。

- (3) 契約申込書を受領した際に、「重要な事項が書かれていますからお読みください」と説明し、「重要事項説明書(注意喚起情報)」「お申込み内容控え」「ご契約のしおり 約款」を申立人に渡し、申立人は申込書に受領印を押している。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人、保険会社から提出された書面、申立人および営業担当者からの事情聴取した内容にもとづき審理した結果、申立人にも過失があったと思われるものの、事情聴取において、営業担当者が終身保険や転換制度について正しく理解していなかったことが窺われた。

そこで、保険会社との意見交換を行い、保険会社に対し審査会としての心証を伝え、問題解決に向けた検討を要請したところ、保険会社から和解案の提案があり、審査会から申立人に同和解案を提示したところ、同意が得られたので、和解契約書の調印をもって円満に解決した。